

課外活動による
「3号館 6階大講義室」使用心得
(平成29年4月1日実施)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学

課外活動による「3号館6階大講義室」使用心得

本学の目的・理念を実現し，正常かつ円滑な課外活動を行うため，課外活動による「3号館6階大講義室（以下，第2大講義室）という。」の使用心得をここに定める。「第2大講義室」を使用する者は，これを遵守しなければならない。

- 1 「第2大講義室」を課外活動で使用する場合，使用開始初日の5日前までに「校舎・物品使用許可申請書（顧問の印鑑必須）」を学務係に提出し，許可を得なければならない。なお，授業，講演等，急な学校行事のために使用許可を取り消す場合もある。活動可能曜日・時間帯などは常に学生委員会の指示に従うこと。
- 2 「第2大講義室」を課外活動で使用する場合，責任者のみならず使用者全員が当該の使用に自覚と責任をもつこと。
- 3 授業や補講，国家試験対策自主勉強会など学業に支障をきたすような騒音・振動が発生するような機器の使用は禁止する。
- 4 課外活動に必要な機材（楽器やアンプなど）は予め指定した場所以外に放置してはならない。使用者全員が整理整頓に努め，不要な物品や高価な機材は置かず，常に盗難とその防止に努めること。盗難が生じた場合，大学は一切の責任を負わない。
- 5 備品や設備等を破損・損失した場合，その原因が不可抗力であったとしても，学生委員会の求めに応じ相当分を実費で弁償しなければならない。
- 6 課外活動で「第2大講義室」を使用する場合は，協力して付帯及び周辺施設（※）の美化及び清掃に当たること。
- 7 飲食は常識の範囲内で可能とする。但し，ゴミは各自持ち帰り処分すること。たとえ課外活動部員の直接的責任ではなくても，「第2大講

義室」周辺の美化を積極的に行う。

8 禁煙を遵守すること。

9 火気の使用並びに飲酒は厳禁とする。

10 使用後は、消灯、戸締り等責任をもって処置すること。

11 上記の各項目を遵守しない場合は、顧問を通じて、課外活動での使用を禁止とする。また該当学生については、厳重な指導をおこなう。

12 この使用心得の改廃は、学生委員会の発議により、学生部長が行う。

付記： 本心得は平成 20 年 7 月 11 日（金）に実施した「軽音楽サークル音量測定結果」に基づき「教授会」の承認を得たものであり、性能（音質・出力）の異なる機器・機材等が使用された場合や、他の原因で騒音・振動が発生する場合などに対応する必要事項は追って定める。

(※) 付帯及び周辺施設とは、舞台・舞台周り・フロアだけでなく、エレベーターホールや非常階段やその踊り場を指す。

附 則

この心得は、平成 20 年 9 月 2 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。